(b)「自由利用可能通貨」とは、ＩＭＦがＩＭＦ協定（その改正を含む。）に基づいて決定する自由利用可能通貨をいう。

(c)「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産であって、投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

(i) 株式、出資その他の形態の法人の持分（これらのものから派生する権利を含む。）

(ii) 債券、社債、貸付金（注1）その他の法人の債務証書及びこれらのものから派生する権利（注2）

注1　締約国が他の締約国に貸し付ける貸付金は、投資財産ではない。

注2　債券、社債、長期債等の形態の貸付債権は、投資としての性質を有する可能性が高く、その他の形態の貸付債権、例えば、物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であって、直ちに支払期限が到来するものは、投資としての性質を有する可能性が低い。

(iii) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(iv) 知的財産権及びのれんであって、投資を受け入れる締約国の法令によって認められるもの

(v) 金銭債権又は契約に基づく給付であって事業に関連し、かつ、金銭的価値を有するものの請求権（注）

注　投資財産は、次のもののみから生ずる金銭債権を意味するものではない。

(a) 物品又はサービスの販売のための商事契約

(b) (a)に規定する商事契約に関連する信用の供与

(vi) 投資を受け入れる締約国の法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(vii) 動産及び不動産並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の財産権（注）

注　市場占拠率、市場アクセス、期待される収益及び利得の機会は、それ自体では、投資財産ではない。

「投資財産」には、司法上若しくは行政上の行為として、又は仲裁手続において下される命令及び決定を含まない。

この(c)に定める投資財産の定義の適用上、投資される収益については、投資財産として取り扱うものとし、投資され、又は再投資される資産の形態の変更は、その投資としての性質に影響を及ぼすものではない。

(d)「非締約国の投資家」とは、一の締約国について、当該一の締約国の領域において投資を行おうとし（注）、行っており、又は既に行った投資家であって、締約国の投資家でないものをいう。

注　締約国は、投資家が投資を行うための具体的な行動をとった場合には、当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了解する。投資を行うために届出又は承認の手続が必要である場合には、投資を「行おうとし」ている投資家とは、当該届出又は承認の手続を開始した投資家をいう。

(e)「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は締約国の法人であって、他の締約国の領域において投資を行おうとし（注）、行っており、又は既に行ったものをいう。

注　締約国は、投資家が投資を行うための具体的な行動をとった場合には、当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了解する。投資を行うために届出又は承認の手続が必要である場合には、投資を「行おうとし」ている投資家とは、当該届出又は承認の手続を開始した投資家をいう。

(f)「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間のものであるか政府のものであるかを問わず、関係法令に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体その他これらに類する組織を含む。）及び法人の支店をいう。（注1、注2、注3）

注1　法人の支店は、この協定に基づいて締約国に対して請求を行う権利を有しない。

注2　「法人」の定義に「支店」を含めることは、締約国が自国の法律に従い、支店を独立の法的な存在ではなく、かつ、別個に組織されていない事業体として取り扱うことができることに影響を及ぼすものではない。

注3　非締約国の法定の事業体の支店は、締約国の法人とはならない。

(g)「締約国の法人」とは、締約国の法律に基づいて設立され、若しくは組織される法人又は締約国の領域に所在する支店であって、当該締約国の領域において事業活動を行うものをいう。（注1、注2、注3）

注1　法人の支店は、この協定に基づいて締約国に対して請求を行う権利を有しない。

注2　「締約国の法人」の定義に「支店」を含めることは、締約国が自国の法律に従い、支店を独立の法的な存在ではなく、かつ、別個に組織されていない事業体として取り扱うことができることに影響を及ぼすものではない。

注3　非締約国の法定の事業体の支店は、締約国の法人とはならない。

(h)「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

(i)(e)の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i) 当該締約国の国民又は市民であること。

(ii) 当該締約国に永住する権利を有すること。ただし、当該締約国及び他の締約国の双方が永住者を承認し、かつ、投資財産に影響を及ぼす措置に関してそれぞれの国民に与える待遇と実質的に同一の待遇をそれぞれの永住者に与える場合に限る。

**第十・二条**　適用範囲

1　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a) 他の締約国の投資家

(b) (a)　対象投資財産

2　この章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a) 政府調達

(b) (a)　締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与

(c) (b)　締約国の関係機関又は関係当局によって、政府の権限の行使として提供されるサービス。この章の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(d) 締約国が採用し、又は維持する措置であって、第八章（サービスの貿易）の規定の対象となるもの

(e) 締約国が採用し、又は維持する措置であって、前章（自然人の一時的な移動）の規定の対象となるもの

この章の規定は、この協定が効力を生ずる日の前に行われた行為若しくは生じた事実又は消滅した事態に関しては、締約国を拘束しない。

3　2(d)の規定にかかわらず、第十・五条（投資財産に関する待遇）、第十・七条（経営幹部及び取締役会）（注）、第十・九条（資金の移転）、第十・十一条（損失に対する補償）、第十・十二条（代位）及び第十・十三条（収用）の規定は、締約国のサービス提供者により他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるサービスの提供であって、第八章（サービスの貿易）に規定するものに影響を及ぼす措置について準用する。ただし、その措置が対象投資財産に関連し、及びこの章の規定に基づく義務に関連する場合に限る。

注　第十・七条（経営幹部及び取締役会）の規定は、第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行った締約国についてのみ、サービスの提供に影響を及ぼす措置に適用する。

**第十・三条**　内国民待遇（注）

注　待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

1　各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定に従って締約国が与える待遇は、中央政府以外の政府については、当該政府が同様の状況において当該政府が属する締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。